

2007年版

企 業 情 報

**DISCLOSURE**

 **スターアセット証券株式会社**

作成部署：広報グループ

# I. 会社の概況

## 1. 会社名等

商号	スターアセット証券株式会社
代表者役職および氏名	代表取締役社長 竹村 義則 代表取締役専務 吉田 信明
本店所在地	福岡市博多区博多駅前一丁目2番5号
電話番号	092-475-8800

## 2. 会社の沿革

年月	事項	資本金
昭和 45 年 12 月	商品先物取引の受託業務を行うことを目的として、双葉商事㈱を名古屋市中区大須町に設立。	500万円
46 年 1 月		2,000万円
2 月	名古屋穀物商品取引所に会員加入。	5,000万円
4 月	関門商品取引所に会員加入。 本社を福岡市上川端町に移転。	
48 年 3 月		8,000万円
49 年 4 月		1億3,000万円
12 月	神戸穀物商品取引所に会員加入。 大阪砂糖取引所に会員加入。	
50 年 1 月	神戸生絲取引所に会員加入。	
3 月		1億7,000万円
11 月	山梨商事㈱より神戸生絲取引所の営業権を譲り受け、同取引所繭糸市場の取引員許可を受ける。	
51 年 3 月	大阪化学繊維取引所に会員加入。	
52 年 2 月		2億円
12 月	東京穀物商品取引所に会員加入。	
57 年 2 月	東京金取引所に会員加入	
59 年 10 月	大阪化学繊維取引所の統合により脱退し、大阪繊維取引所毛糸市場の取引員許可を受ける。	
11 月	東京金取引所、東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の統合により脱退し、東京工業品取引所貴金属市場の取引員許可を受ける。	
60 年 9 月	東京メディクス㈱に商号変更。	
61 年 5 月	東京支社(現茅場町支店)を設置。	
平成 2 年 5 月		2億5,000万円
11 月		3億円
3 年 3 月	商品ファンドの兼業業務開始。	
7 月		3億3,000万円
4 年 2 月		3億7,950万円
4 月		5億 853万円
5 年 3 月	パソコン通信によるホームトレードを開始。	10億 853万円
10 月	神戸穀物商品取引所、大阪砂糖取引所、大阪穀物取引所の合併により、関西農産商品取引所に名称変更され、農産物、砂糖両市場の取引員としての地位を承継。	
7 年 1 月	神戸ゴム取引所に会員加入。	
2 月	本社を福岡市博多区博多駅前に移転。	
3 月	金融先物取引業者の許可を受ける。	
5 月	国際トレーディング㈱に商号変更。	
8 年 2 月		17億6,647万円
11 月	大阪北支店(現心斎橋支店)を設置。	
9 年 4 月	東京工業品取引所アルミニウム市場の取引員許可を受ける。 関西農産商品取引所、神戸生絲取引所の統合により、関西商品取引所に名称変更され、農産物、砂糖、繭糸市場の取引員としての地位を承継。	
9 月		18億4,347万円

年月	事項	資本金
10 月	大阪繊維取引所、神戸ゴム取引所の統合により、大阪商品取引所に名称変更され、綿糸、毛糸、天然ゴム指数市場の取引員としての地位を承継するとともに、アルミニウム市場の取引員許可を受ける。	20億 27万円
10 年 4 月	インターネット情報提供システムの提供開始。	
5 月	インターネットホームトレードを開始。	
11 年 3 月	ロールオーバー方式による外国為替の直物取引の取次業務を開始。	
6 月	東京工業品取引所石油市場の取引員許可を受ける。	
7 月	証券業登録。	
8 月	スターフューチャーズ証券㈱に商号変更。 証券業の兼業業務開始。	
10 月	大阪南支店を廃し大阪支店に統合、高松支店を廃し岡山支店に統合。	
12 月	福岡証券取引所に株式を上場。	
12 年 3 月	損害保険代理業の兼業業務開始。 生命保険募集媒介業の兼業業務開始。	
7 月	他の事業者の経営の相談に応じる業務の兼業業務開始。	
12 月	大阪証券取引所に株式を上場。(ナスダック・ジャパン市場)	
11 月	中部商品取引所石油市場の取引員許可を受ける。	
15 年 3 月	関東リサーチセンター(現町田支店)を設置。	
12 月	伊藤忠フューチャーズ㈱(スターアセット株式会社)を完全子会社化。	
16 年 1 月	金融先物取引業の兼業業務廃止。	
3 月	関西商品取引所農産物、砂糖、繭糸、農産物・飼料指数各市場の受託業務廃止。	
4 月	中部商品取引所農産物市場の会員を脱退。 関西商品取引所の受託業務を廃止。	
8 月	子会社スターインベスト株式会社の設立。	
12 月	持株会社体制への移行に伴い、株式移転によりスターホールディングス株式会社の完全子会社となる。	
17 年 3 月	商品ファンド「オプション・マスター」取扱開始	
5 月	スターアセット株式会社と合併契約書を締結する。	
7 月	金融先物取引業の登録を受ける。 東京金融先物取引所の取引所為替証拠金取引「くりつく365」の取り扱いを開始する。	
10 月	スターアセット株式会社と合併し、スターアセット証券株式会社へ商号変更。 旧スターアセット(株)本社を日本橋店、大阪支店を北浜支店へ、それぞれ名称変更。 日本橋支店を茅場町支店、大阪支店を心斎橋支店、東京支店を渋谷支店、町田営業所を町田支店へ、それぞれ名称変更。	
18 年 4 月	東京都中央区新川のシステム室の廃止。	
9 月	茅場町支店を廃止し、渋谷支店へ統合。	
11 月	心斎橋支店を大阪支店へ名称変更	
19 年 2 月	関西商品取引所農産物市場、砂糖市場の受託業務の廃止。 中部大阪商品取引所アルミニウム市場、天然ゴム市場の受託業務の廃止。	
6 月	関西商品取引所脱退	

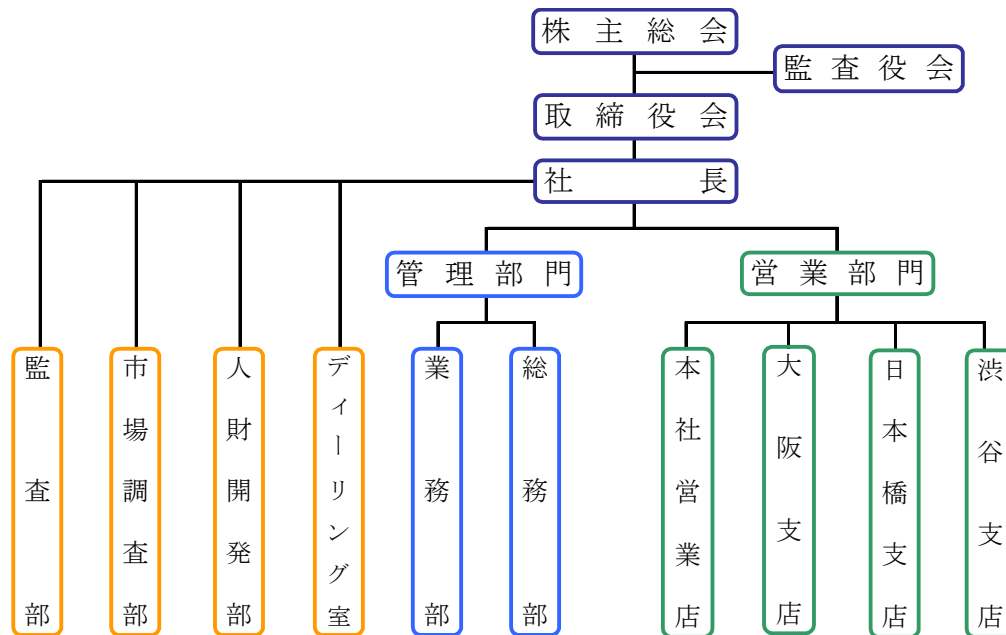
## 3. 会社の目的

- 1 有価証券の売買(有価証券の先渡し取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引(以下「有価証券の売買等」という。)
- 2 有価証券の売買等の媒介、取次ぎおよび代理ならびに取引所有価証券市場(外国有価証券市場を含む。)における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎおよび代理。
- 3 有価証券先渡し取引、有価証券店頭指数等先渡し取引、有価証券店頭オプション取引もしくは有価証券店頭指数等スワップ取引またはこれらの取引の媒介、取次ぎもしくは代理。
- 4 有価証券の引受け。
- 5 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い。
- 6 有価証券の保護預り。
- 7 有価証券の貸借またはその媒介もしくは代理。
- 8 信用取引に付随する金銭の貸付および保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付。
- 9 有価証券に関する顧客の代理。
- 10 「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定する有価証券に係る収益金、償還金または解約金の支払いに係る業務の代理
- 11 「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定する有価証券に係る金銭の分配、払戻金、もしくは残余財産の分配または利息もしくは償還金の支払に係る業務の代理。
- 12 累積投資契約の締結またはその媒介、取次ぎもしくは代理。
- 13 他の証券会社、外国証券会社または登録金融機関の業務の代理。
- 14 「商品取引所法」に規定する商品取引所に上場されている商品および商品指数ならびにオプション取引等の売買、受託、仲介または代理。
- 15 「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」に規定する海外の先物取引所に上場されている商品および商品指数ならびにオプション取引等の売買、受託、仲介または代理。
- 16 「金融先物取引法」に規定する通貨等および金融指標に係る先物・オプション取引等、国内および海外の金融先物取引所その他の取引所に上場されている金融先物取引等の売買ならびに仲介または代理。
- 17 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に規定する投資顧問業または投資一任契約に係る業務。
- 18 通貨の売買またはその媒介、取次ぎもしくは代理に係る業務(第16号に掲げる業務を除く。)
- 19 金利先渡し取引、為替先渡し取引、直物為替先渡し取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引、スワップ取引、オプション取引等の有価証券関連以外のデリバティブ取引の受託、仲介または代理。
- 20 「貸金業の規制等に関する法律」に規定する貸金業。
- 21 「商品投資に係る事業の規制に関する法律」に規定する商品投資販売業。
- 22 「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」に規定する小口債権販売業。
- 23 譲渡性預金の預金証書および円建銀行引受手形の売買、売買の媒介、取次ぎおよび代理業務。
- 24 「抵当証券業の規制等に関する法律」に規定する抵当証券の販売および販売の媒介または代理ならびに抵当証券保管機構との契約に基づく抵当証券の保管に関する業務。
- 25 「民法」に規定する組合契約に基づく投資事業有限責任組合契約の締結またはその媒介、取次ぎおよび代理業務。
- 26 「商法」に規定する匿名組合契約に基づく事業組合への出資の媒介、取次ぎおよび代理業務。
- 27 金銭債権等の売買、売買の媒介、取次ぎもしくは代理に係る業務(第22号に掲げる業務を除く。)。
- 28 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務。
- 29 公社債の払込金の受入れおよび元利金支払の代理業務。
- 30 株式事務の取次ぎ業務(新株予約権付社債等の新株予約権の行使に関する取次ぎもしくは代理業務および単元未満株式の買取請求権の行使に関する代理業務を含む。)
- 31 マネー・マネジメント・ファンド、中期国債ファンド等のキャッシング。
- 32 その他証券業に関する業務。
- 33 鉄・非鉄金属・貴金属類の精錬・加工・分析およびこれらの地金・製品の売買ならびに仲介または代理。
- 34 原油ならびに石油製品の加工・分析および売買ならびに仲介または代理。
- 35 上記各号に付随する業務の提供および助言、ならびに他の事業者の経営の相談に応じる業務。
- 36 自ら所有する不動産の賃貸。
- 37 前記各号に付随する一切の業務

※下線部の事業については現在行っておりません。

## 4. 事業の内容

## (1) 組織図



## (2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引(商品取引所法第2条第8項第1号から第4号に規定する現物先物取引、現金決済取引、指数先物取引およびオプション取引)について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下、「受託業務」という。)および自己の計算に基づき執行する業務(以下、「自己売買業務」という。)を主業務とする商品業務を主たる事業としております。なお、当社が商品市場で行う各業務は、それぞれ商品取引所法、同施行令、同施行規則など関連法令等による規制を受けております。

また、当社は、証券業務、為替業務を行っております。

## ①商品先物取引

当社は、以下に掲げる各商品取引所の各上場商品について受託業務および自己売買業務を行っております。

取引所名	市場名	上場商品名
東京穀物商品取引所	農産物	小豆・一般大豆・NON-GMO大豆・とうもろこし・アラビカコーヒー 生豆・ロブスタコーヒー生豆・大豆ミール・野菜、生米
	砂糖	精糖・粗糖
東京工業品取引所	貴金属	金・銀・白金・パラジウム
	アルミニウム	アルミニウム
	ゴム	RSS3号
	石油	ガソリン・灯油・原油
中部大阪商品取引所 (注)1	石油	ガソリン・灯油・軽油
	アルミニウム	アルミニウム (注)2
	天然ゴム指数	天然ゴム指数 (注)2
関西商品取引所(注)1	農産物	小豆・米国産大豆・大豆ミール・とうもろこし・プロイラー (注)2
	砂糖	精糖 (注)2

(注)1 中部商品取引所は、平成19年1月に中部商品取引所と大阪商品取引所が合併したことにより発足しており、関西商品取引所は、平成18年12月に関西商品取引所と福岡商品取引所が合併したことにより発足しております。

2 平成19年2月28日をもって、中部大阪商品取引所のアルミニウム、天然ゴム指数、また関西商品取引所の全銘柄の新規建玉の受託を廃止しております。

## ② 商品投資販売業

当社は、商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、商品ファンドの販売を行っております。

## ③ 為替業務

金融先物取引法に基づき、外国為替証拠金取引の受託を行っております。同法 56 条は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、金融先物取引業を営んではならない旨定めており、当社は、同条の規定に基づき、金融先物取引業の登録を受けております。

## ④ 証券業務

証券取引法に基づき、有価証券の売買等を、顧客より委託を受けて執行する業務、自己の計算に基づき執行する業務、信用取引に付随する金銭の貸付業務、その他の業務を行っております。同法 28 条は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ、証券業を営んではならない旨定めており、当社は、同条の規定に基づき、証券業の登録を受けております。

## ⑤ 投資顧問業

関連会社マイルストーンアセットマネジメント株式会社は、投資顧問業を行っております。

## (3) 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	福岡市博多区博多駅前一丁目2番5号	(092)475-8811
日本橋支店	東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号	(03)3241-2110
大阪支店	大阪府中央区南船場四丁目4番21号	(06)6253-6300

## (4) 財務の概要

単位: 百万円

	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期
資本金	2,000	2,000	2,000
純資産額*	9,028	7,508	6,490
総資産額	22,812	24,288	27,164
営業収益	4,532	4,712	4,329
(うち受取手数料)	(3,490)	(4,794)	(4,209)
経常利益	-46	-280	-480
当期純利益	451	-250	-889

※純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

## (5) 発行済株式総数

単位: 千枚

	2005年3月末	2006年3月期	2007年3月期
発行済株式の総数	6,543	6,543	6,543

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

## (6) 主要株主名

氏名または名称	住所	持株数	議決権比率(%)
スターホールディングス株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目2番5号	6,543,700	100

## (7) 役員 の 状 況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有する当社 株式の数
代表取締役社長	竹 村 義 則 (昭和22年 7月 6日)	0株 (0株)
代表取締役専務	吉 田 信 明 (昭和24年 8月17日)	0株 (0株)
取締役	佐 藤 不三夫 (昭和25年 3月23日)	0株 (0株)
取締役	工 本 秀 人 (昭和21年10月20日)	0株 (0株)

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有する当社 株式の数
監査役 (常勤)	杉 江 雅 彦 (昭和 6年10月18日)	0株 (0株)
監査役 (非常勤)	原 口 隆 羨 (昭和19年 5月27日)	0株 (0株)
監査役 (非常勤)	林 和 雄 (昭和21年 2月 5日)	0株 (0株)
監査役 (非常勤)	福 田 孝 一 (昭和31年 7月 7日)	0株 (0株)
計	8名	

(注) 監査役林和雄ならびに福田孝一は、会社法第2条第16条に定める社外監査役であります。

#### (8) 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業別	
		男性	女性	営業	非営業
従業員数	249	198	51	168	81
平均年齢	35.5	35.9	30.8	32.9	38.9
平均勤続年数	6.9	7.3	5.6	4.9	11.2
登録外務員数	176	152	24	130	46

## II 営業の状況

### 1. 営業方針

当社は、「新たな事業領域の発見・開拓に挑戦し顧客の多様な金融ニーズに応えうる企業となる」ことを企業理念としております。この理念を具現化するため人材の育成に力をいれ、信頼に基づく人間的な対応と、専門的な知識に基づくきめ細かな対応をもって、営業活動を行っております。

経済活動のグローバル化に伴い、リスク管理の必要性が高まる中で、商品先物市場の果たす役割はこれまで以上に大きくなってきております。当社といたしましても、お客様一人ひとりの資産運用ニーズを的確に捉え、お客様の満足度のさらなる向上を目指し、商品先物市場の発展に貢献してまいります。

### 2. 当社および当業界を取巻く環境

商品先物市場においては、年度当初は世界的な景気拡大によるインフレ懸念に加え、イランの核開発問題などの影響から原油や金などの国際商品価格が高騰しました。これにより CRB 先物指数は平成 18 年 5 月中旬に 365 台をつけ、過去最高の水準となりました。その後、米北東部の暖冬傾向による需要減から原油相場が下落したことで、平成 19 年 1 月中旬には一時 285 台をつけるなど大幅な調整を強いられました。平成 19 年 3 月末には 316 台に戻りました。国内市場では、貴金属市場などの売買高は増加したものの、全体的には低迷が続き、当連結会計年度における商品先物市場全体の売買高は 4 期連続で減少することとなりました。

### 3. 営業の経過および成果

当社の受取手数料は 4,209 百万円、売買損益は 36 百万円の売買益となりました。また、その他の営業収益は 83 百万円、営業費用は 4,821 百万円となりました。この結果、当期の業績は、経常損失 480 百万円、当期純損失は 889 百万円となりました。

#### (1) 営業収益

##### ①受取手数料

	2006年3月期	2007年3月期	前年同期比(%)
商品先物取引			
現物先物取引			
農産物市場	985,358	694,723	-29.5
砂糖市場	23,815	51,885	117.9
貴金属市場	1,636,474	1,855,253	13.4
アルミニウム市場	4,984	1,529	-69.3
ゴム市場	311,569	183,729	-41.0
石油市場(注)2	1,114,468	404,400	-63.7
小計	4,076,670	3,191,521	-21.7
指数先物取引			
天然ゴム指数市場	9,437	5,461	-42.1
小計	9,437	5,461	-42.1
商品先物取引計	4,086,108	3,196,982	-21.8
外国為替証拠金取引	357,891	864,182	141.5
証券取引			
委託手数料			
株券	340,612	143,022	-58.0
債券	124	0	-100.0
受益証券	102	11	-89.2
小計	340,840	143,034	-58.0
募集・売出しの取扱手数料	7,080	2,779	-60.7
その他の受入手数料	2,067	2,265	9.6
証券取引計	349,988	148,079	-57.7
合計	4,794,003	4,209,254	-12.2

※東京工業品取引所の原油の取引方法は現金決済取引であります。現物先物取引の石油市場に含めております。

## ②売買損益

単位:千円

	2006年3月期	2007年3月期	前年同期比(%)
商品先物取引			
現物先物取引			
農産物市場	-2,235	85,085	-3,906.9
砂糖市場	-34,510	6,356	-118.4
貴金属市場	-635,779	-38,356	—
アルミニウム市場	-14,804	1,679	—
ゴム市場	-406	10,311	-2,639.7
石油市場	436,295	-28,579	-106.6
小計	-251,439	36,496	-114.5
指数先物取引			
天然ゴム指数市場	783	171	-78.2
小計	783	171	-78.2
合計	-250,656	36,667	-114.6

(注)商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。

## ③その他

単位:千円

	2006年3月期	2007年3月期	前年同期比(%)
信用取引収益	38,618	25,468	-34.1
外国為替証拠金取引	79,231	45,895	-42.1
その他	51,121	11,941	-76.6

## (2)売買高

## ①商品先物取引

単位:枚

	2006年3月期	2007年3月期	前年同期比(%)
商品先物取引			
現物先物取引			
農産物市場	1,278,756	701,277	-45.2
砂糖市場	14,415	25,408	76.3
貴金属市場	506,280	502,266	-0.8
アルミニウム市場	4,309	1,729	-59.9
ゴム市場	216,383	213,590	-1.3
石油市場	1,566,673	467,020	-70.2
小計	3,586,816	1,911,290	-46.7
指数先物取引			
天然ゴム指数市場	9,446	4,748	-49.7
小計	9,446	4,748	-49.7
合計	3,821,265	1,916,038	-49.9
委託売買高	2,921,653	1,678,006	-42.6
自己売買高	899,612	238,032	-73.5

(注)売買高にはオプション取引に係る売買高を含めておりません。また受渡しによる決算数量は含まれておりません。

## ②外国為替保証金取引

	2006年3月期	2007年3月期	前年同期比(%)
米ドル(千米ドル)	7,952,500	21,338,610	168.3
ユーロ(千ユーロ)	1,103,090	4,863,310	340.9
英ポンド(千英ポンド)	1,712,060	9,473,090	453.3
豪ドル(千豪ドル)	1,608,660	3,950,280	145.6
NZドル(千NZドル)	2,308,200	5,044,380	118.5
カナダドル(千カナダドル)	369,200	2,571,330	596.5
スイスフラン(千スイスフラン)	244,900	1,555,020	535.0
南アフリカランド(千ZAR)	240,000	332,500	38.5

## ③証券取引(受託取引による株券の売買高)

	2006年3月期	2007年3月期	前年同期比(%)
株券	50,477	22,151	-56.1
(うち信用取引)	(31,348)	(12,386)	-60.5

#### 4. 対処すべき課題

当社は、主として商品先物取引業を中核とする事業を営むスターホールディングスグループを構成する企業であります。

同グループの中長期的な経営戦略の柱は「収益構造の多様化」であります。現在は、商品先物取引業を中核とする事業を営む企業グループであります。将来的には相互補完性を持つ証券・商品・為替の三市場取引をバランスさせた収益構造に再構築することで、効率的かつ安定的な企業運営を実現していくため、中核企業である当社が担う役割がその重要性を増しております。また、短期的には、通期での黒字化と継続的な利益計上が見込める体制作りが足元の課題となっております。

当社は、これらを実現させるために、短期的には以下の取り組みを重点的に実行して参ります。

##### (1) 商品先物取引業務の強化

当社の中核事業である商品先物取引業への人材配置を重点的にを行い、同時に教育研修を通して育成を図って参りました。しかしながら、昨今の国内市場においては、売買高の減少傾向が続いている上、当社の主力商品である貴金属や石油、農産物などの国際商品価格の乱高下により、顧客資産及び手数料収入が著しく減少しております。

この局面を打開すべく、組織の再編成や支店の統廃合、人員の再配置などを行い、手数料収入と業務コストとの収支バランスの適正化を図って参りました。その結果、収支バランスは適正水準へと近づいているものの、同業務の収益拡大と黒字化のメドについては不透明な状況であると認識しております。当社は社内外の環境などから、こうした状況が中期的に続く想定しており、引き続き収支バランスの適正化と業務コストの見直しを最優先事項として取り組み、早期の黒字化を図ってまいります。

##### (2) 自己売買部門のリスク管理体制強化

当社の自己売買部門においては、安定した売買益計上及び急激な相場変動による売買損失計上とそれに伴う収益減を極小化するために「ロスカットルール及び資金配分ルール」の全面改訂と「自己売買取引全体の取引量の厳正な管理」を実施することで、損失発生リスクの低減を図り、また、平成18年9月より契約ディーラー2名を補充するなど、収益性の向上も図って参りました。その結果、期末においては損失発生リスクが低減したものの、売買益は36百万円と収益向上までには至りませんでした。今後も引き続き損失発生リスクの低減を図りつつ、収益の増加を目指してまいります。

#### 5. 受託業務管理規則

添付の受託業務管理規則をご参照ください。

#### 6. 商品先物取引登録外務員の登録状況

単位：人

期首登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
270	88	158	200

※期首の登録外務員数には2006年4月1日付け登録者を含む。

#### 7. 委託者数

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数	(参考)	
			証券口座数	為替口座数
1,995名	832名	1,570名	4,193	5,583

※(参考)の口座数は、期末時点において口座残高があった口座数。

## 8. 苦情・紛争に関する事項

## (1) 苦情

単位:件

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	19	8	3	0	8
取引に係るもの	27	6	1	0	21
取引終了時に係るもの	—	—	—	—	—
その他に係るもの	0	0	—	—	—
合計	46	14	3	0	29

※「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、または日商協にその解決の申出のあったもの。

※「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

※「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が過誤等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

## (2) 紛争

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	2	2	0	—	—
取引に係るもの	2	1	1	—	—
取引終了時に係るもの	—	—	—	—	—
その他に係るもの	—	—	—	—	—
合計	4	3	1	—	—

※「紛争」とは受託業務等に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。

※「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

※「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

## 9. 訴訟に関する事項

## (1) 平成18年度の係争

当年度における訴訟は委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により当社が委託者に対して訴訟を提起したものが1件、委託者が当社の不法行為により被害を被ったとしてその賠償を求めたものが10件、前年度より係争中のものは10件あり、現在係争中の訴訟は21件です。

単位:件

訴訟件数	判決	和解	係争中
30	2	9	21

## (2) 平成18年度中の判決等

当社を被告とする損害賠償請求訴訟の最高裁判決が1件、地裁判決が2件あり、このうち地裁判決につきましてはともに当社が一部敗訴となりましたが、どちらも控訴し、現在審査中であります。

### Ⅲ 経理の状況

#### 1.貸借対照表

区分	第37期 (平成18年 3月31日)		第38期 (平成19年 3月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1 現金及び預金	3,093,279		2,409,524	
2 預託金	1,301,161		1,306,941	
(1) 顧客分別金信託	1,200,000		1,200,000	
(2) その他の預託金	101,161		106,941	
3 委託者未収金	321,118		281,114	
4 有価証券	299,873		—	
5 親会社株式	480,278		178,779	
6 貯蔵品	28,240		—	
7 前払費用	42,434		34,370	
8 保管有価証券	1,133,211		805,276	
9 差入保証金	9,596,922		15,366,018	
10 金銭の信託	2,390,000		2,230,000	
11 信用取引資産	2,645,766		1,282,573	
(1) 信用取引貸付金	2,637,669		1,264,699	
(2) 信用取引借証券担保金	8,097		17,874	
12 委託者先物取引差金	588,962		726,807	
13 未収入金	153,963		180,603	
14 短期貸付金	12,215		12,183	
15 その他	216,366		126,602	
貸倒引当金	△ 1,027		△ 871	
流動資産合計	22,302,763	91.8	24,939,924	91.8
II 固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物	89,258		55,472	
(2) 船舶	1,151		744	
(3) 器具及び備品	44,969		23,778	
(4) 土地	327,537		210,451	
有形固定資産合計	462,916	1.9	290,446	1.1
2 無形固定資産				
(1) ソフトウェア	23,175		21,791	
(2) 電話加入権	27,085		18,220	
無形固定資産合計	50,260	0.2	40,012	0.2
3 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券	242,736		599,553	
(2) 関係会社株式	10,000		10,000	
(3) 出資金	219,550		231,400	
(4) 従業員に対する長期貸付金	26,353		23,029	
(5) 長期未収債権	400,984		283,679	
(6) 破産債権、更生債権等	177,081		167,901	
(7) 長期前払費用	110,421		164,366	
(8) 長期差入保証金	685,083		714,485	
(9) その他	91,485		61,688	
貸倒引当金	△ 491,490		△ 361,724	
投資その他の資産合計	1,472,206	6.1	1,894,380	7.0
固定資産合計	1,985,383	8.2	2,224,840	8.2
資産合計	24,288,146	100.0	27,164,765	100.0

区分	第37期 (平成18年3月31日)		第38期 (平成19年3月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)				
I 流動負債				
1 未払金	170,969		87,894	
2 未払費用	65,021		113,428	
3 未払法人税等	23,707		15,353	
4 預り金	732,797		615,390	
5 賞与引当金	146,422		60,262	
6 預り証拠金	10,695,341		2,917,931	
7 外国為替取引預り証拠金	—		13,317,396	
8 預り証拠金代用有価証券	1,133,211		805,276	
9 信用取引負債	2,605,122		1,280,230	
(1) 信用取引借入金	2,597,167		1,262,522	
(2) 信用取引貸証券受入金	7,955		17,708	
10 受入保証金	665,572		585,123	
11 繰延税金負債	116,247		—	
12 その他	6,473		4,626	
流動負債合計	16,360,889	67.4	19,802,913	72.9
II 固定負債				
1 リース資産減損勘定	28,047		33,760	
2 退職給付引当金	26,807		—	
3 役員退職慰労引当金	—		299,090	
4 繰延税金負債	49,220		192,506	
固定負債合計	104,075	0.4	525,357	1.9
III 特別法上の準備金				
1 商品取引責任準備金	456,159		345,197	
2 証券取引責任準備金	11,373		11,199	
3 金融先物取引責任準備金	1,161		6,941	
特別法上の準備金合計	468,693	1.9	363,339	1.3
負債合計	16,933,658	69.7	20,691,610	76.2
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金	2,000,270	8.2	2,000,270	7.4
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金	2,130,791		2,130,791	
資本剰余金合計	2,130,791	8.8	2,130,791	7.8
3 利益剰余金				
(1) 利益準備金	309,945		309,945	
(2) 任意積立金				
別途積立金	4,750,000		2,700,000	
繰越利益剰余金	△ 2,049,898		△ 889,547	
利益剰余金合計	3,010,046	12.4	2,120,398	7.8
4 自己株式				
株主資本合計	7,141,107		6,251,459	
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金	213,380	0.9	221,695	0.9
評価・換算差額合計	213,380		221,695	
純資産合計	7,354,488	30.3	6,473,155	30.3
負債純資産計	24,288,146	100.0	27,164,765	100.0

## 2.損益計算書

区分	第37期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)			第38期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		
	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 営業収益						
1 受取手数料	4,794,003			4,209,254		
2 売買損益	△ 250,656			36,667		
3 その他	168,971	4,712,319	100.0	83,304	4,329,225	100.0
II 営業費用						
1 取引所等関係費	293,631			553,138		
2 人件費	2,544,642			2,249,676		
3 旅費交通費	75,929			58,210		
4 広告宣伝費	120,802			213,562		
5 通信費	197,111			208,118		
6 不動産賃借料	319,678			328,862		
7 電算機費	469,413			279,884		
8 減価償却費	62,437			67,305		
9 貸倒引当金繰入額	23,254			0		
10 その他	918,976	5,025,877	106.7	863,032	4,821,793	111.4
営業損失		313,558	△ 6.7		492,567	△ 11.4
III 営業外収益						
1 受取利息	23,744			13,286		
2 受取配当金	11,345			11,617		
3 その他	6,055	41,146	0.9	10,538	35,441	0.8
IV 営業外費用						
1 貸倒引当金繰入額	359			0		
2 投資事業組合出資損失	2,188			3,254		
3 貯蔵品売却損	0			15,669		
4 減価償却費	859			787		
5 その他	4,300	7,707	0.2	3,297	23,008	0.5
経常損失		280,119	△ 5.9		480,134	△ 11.1
V 特別利益						
1 商品取引責任準備金戻入額				110,961		
2 証券取引責任準備金戻入額				173		
3 固定資産売却				1,433		
4 貸倒引当金戻入益				27,678		
5 投資有価証券売却益	244,042			3,822		
6 長期預り金整理益	16,305			—		
7 出資金償還益	223,454	483,802	10.3	59,615	203,684	4.7
VI 特別損失						
1 固定資産除却損	5,269			8,204		
2 減損損失	137,855			191,863		
3 商品取引責任準備金繰入額	108,014			—		
4 証券取引責任準備金繰入額	1,952			—		
5 金融先物取引責任準備金繰入額	1,161			5,780		
6 投資有価証券売却損	699			—		
7 コール会員権売却損	—			142		
8 役員退職慰労金	—			29,295		
9 役員退職慰労引当金繰入額	—			299,090		
10 親会社株式売却損	27			—		
11 賃貸契約解約違約金等	—			21,070		
12 出資金償還損	174,723			—		
13 事務所現状回復費	—			41,050		
14 過年度消費税修正額	11,394	441,098	9.4	—	596,497	13.8
税引前当期純損失		237,415	△ 5.0		872,947	△ 20.2
法人税、住民税及び事業税	13,354			11,401		
法人税等調整額	△ 409	12,944	0.0	5,299	16,700	0.1
当期純損失		250,360	△ 5.3		889,648	△ 20.6

## 3.株主資本変動計算書

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
前事業年度末残高	2,000,270	2,130,791	—	2,130,791
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				—
当期純損失				—
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当事業年度末残高	2,000,270	2,130,791	—	2,130,791

	株主資本			
	利益準備金	利益剰余金		
		その他利益剰余金		利益剰余金合計
任意積立金		繰越利益剰余金		
前事業年度末残高	309,945	4,750,000	△ 2,049,898	3,010,046
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純損失			△ 889,648	△ 889,648
別途積立金の積立		△ 2,050,000	2,050,000	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	△ 2,050,000	1,160,351	△ 889,648
当事業年度末残高	309,945	2,700,000	△ 889,547	2,120,398

	株主資本合計	評価・換算差額等	純資産合計
		その他有価証券 評価差額金	
前事業年度末残高	7,141,107	213,380	7,354,488
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純損失	△ 889,648		△ 889,648
別途積立金の積立			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		8,315	8,315
事業年度中の変動額合計	△ 889,648	8,315	△ 881,333
当事業年度末残高	6,251,459	221,695	6,473,155

## 4. 重要な会計方針

項目	第37期 (自 平成17年 4月 1日) (至 平成18年 3月31日)	第38期 (自 平成18年 4月 1日) (至 平成19年 3月31日)
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>① 有価証券            売買目的有価証券(商品有価証券等)            時価法によっております。            (売却原価は、移動平均法により算定)            満期保有目的の債券            償却原価法によっております。            その他有価証券            時価のあるもの            決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。            (評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)            時価のないもの            移動平均法による原価法によっております。            なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>② 保管有価証券            保管有価証券は商品取引所法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。            利付国債証券 額面金額の80%            社債(上場銘柄) 額面金額の65%            株券(一部上場銘柄) 時価の70%相当額            倉荷証券 時価の70%相当額</p> <p>③ たな卸資産            貯蔵品            個別法による原価法によっております。</p> <p>④ デリバティブ            時価法によっております。</p>	<p>① 有価証券            売買目的有価証券(商品有価証券等)            同左            その他有価証券            時価のあるもの            決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。            (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)            時価のないもの            同左</p> <p>② 保管有価証券            同左</p> <p>③ _____</p> <p>④ デリバティブ            同左</p>
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産            定率法によっております。            なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>② 無形固定資産            自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>③ 長期前払費用            均等償却をしております。            なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>① 有形固定資産            同左</p> <p>② 無形固定資産            同左</p> <p>③ 長期前払費用            同左</p>
(3) 重要な繰延資産の処理方法	<p>創立費            商法施行規則に規定する最長期間(5年)で均等償却しております。</p>	<p>創立費            5年間で均等償却しております。</p>

項目	第37期 (自 平成17年 4月 1日) (至 平成18年 3月31日)	第38期 (自 平成18年 4月 1日) (至 平成19年 3月31日)
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、期末における従業員賞与支給見額を計上してしております。</p> <p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしております。 ただし、当期末において適格退職年金制度については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を上回るため、長期前払費用を計上しております。 また、退職一時金制度における退職給付債務の算定にあたっては、退職給付に係る自己都合期末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 数理計算上の差異については、事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期より費用処理しております。 ただし、未認識年金資産による数理計算上の差異については、当期から費用の減額として処理しております。</p> <p>④ _____</p> <p>⑤ 商品取引責任準備金 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。</p> <p>⑥ 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条の規定に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>⑦ 金融先物取引責任準備金 金融先物取引事故による損失に備えるため、金融先物取引法第81条の規定に基づき、同施行規則に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしております。 ただし、期末において年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を上回るため、長期前払費用を計上しております。 なお、過去勤務債務については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期より費用処理しております。 また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期より費用処理しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上してしております。</p> <p>⑤ 商品取引責任準備金 同左</p> <p>⑥ 証券取引責任準備金 同左</p> <p>⑦ 金融先物取引責任準備金 同左</p>
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

## 5. 注記事項

(貸借対照表関係)

第37期 (平成18年3月31日)		第38期 (平成19年3月31日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 197,826 千円	1	有形固定資産の減価償却累計額 200,424 千円
2	関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 10,000 千円	2	関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 10,000 千円
3	担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。 イ 担保資産 (担保資産の内訳) 預託金 100,000 千円 金銭の信託 2,040,000 千円 (対応する債務の内訳) 取引証拠金の預託に代えた 委託者保護基金による保証額 400,000 千円 取引証拠金の預託に代えた 銀行等による保証額 1,600,000 千円 ロ 預託資産 取引証拠金の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。 有価証券 249,894 千円 保管有価証券 1,133,211 千円 投資有価証券 88,424 千円 合計 1,471,529 千円 また、この他に取引証拠金等の代用として、次の資産を取引先へ差し入れております。 有価証券 49,978 千円 ハ 分離保管資産 商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は59,967千円であります。 なお、同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は500,000千円であります。	3	担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。 イ 担保資産 (担保資産の内訳) 預託金 100,000 千円 金銭の信託 1,540,000 千円 (対応する債務の内訳) 取引証拠金の預託に代えた 委託者保護基金による保証額 400,000 千円 取引証拠金の預託に代えた 銀行等による保証額 1,000,000 千円 ロ 預託資産 取引証拠金の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。 保管有価証券 805,276 千円 投資有価証券 120,646 千円 合計 925,922 千円
4	特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 商品取引責任準備金 商品取引所法第221条 証券取引責任準備金 証券取引法第51条 金融先物取引責任準備金 金融先物取引法第81条	4	特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 同左
5	当社の発行済株式総数は、普通株式6,543,700株であります。	5	_____
6	連結会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式の数は、普通株式441,432株であります。	6	_____
7	偶発債務 従業員の銀行借入金に対して、次の金額の債務保証をしております。 従業員 18,012 千円	7	偶発債務 従業員の銀行借入金に対して、次の金額の債務保証をしております。 従業員 9,540 千円

(損益計算書関係)

第37期 (自 平成17年 4月 1日) (至 平成18年 3月31日)	第38期 (自 平成18年 4月 1日) (至 平成19年 3月31日)																				
<p>1 受取手数料の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品先物取引</td> <td style="text-align: right;">4,086,124 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外国為替証拠金取引</td> <td style="text-align: right;">357,891 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">証券取引</td> <td style="text-align: right;">349,988 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">4,794,003 千円</td> </tr> </table>	商品先物取引	4,086,124 千円	外国為替証拠金取引	357,891 千円	証券取引	349,988 千円	合計	4,794,003 千円	<p>1 受取手数料の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品先物取引</td> <td style="text-align: right;">3,196,992 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外国為替証拠金取引</td> <td style="text-align: right;">864,182 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">証券取引</td> <td style="text-align: right;">148,079 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">4,209,254 千円</td> </tr> </table>	商品先物取引	3,196,992 千円	外国為替証拠金取引	864,182 千円	証券取引	148,079 千円	合計	4,209,254 千円				
商品先物取引	4,086,124 千円																				
外国為替証拠金取引	357,891 千円																				
証券取引	349,988 千円																				
合計	4,794,003 千円																				
商品先物取引	3,196,992 千円																				
外国為替証拠金取引	864,182 千円																				
証券取引	148,079 千円																				
合計	4,209,254 千円																				
<p>2 売買損益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品先物取引損益</td> <td style="text-align: right;">△ 250,656 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">△ 250,656 千円</td> </tr> </table>	商品先物取引損益	△ 250,656 千円	合計	△ 250,656 千円	<p>2 売買損益の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品先物取引損益</td> <td style="text-align: right;">36,667 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">36,667 千円</td> </tr> </table>	商品先物取引損益	36,667 千円	合計	36,667 千円												
商品先物取引損益	△ 250,656 千円																				
合計	△ 250,656 千円																				
商品先物取引損益	36,667 千円																				
合計	36,667 千円																				
<p>3 金融収益及び金融費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">金融収益</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">信用取引収益</td> <td style="text-align: right;">38,618 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">金融費用</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">信用取引費用</td> <td style="text-align: right;">34,511 千円</td> </tr> </table>	金融収益		信用取引収益	38,618 千円	金融費用		信用取引費用	34,511 千円	<p>3 金融収益及び金融費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">金融収益</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">信用取引収益</td> <td style="text-align: right;">25,468 千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">金融費用</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">信用取引費用</td> <td style="text-align: right;">23,054 千円</td> </tr> </table>	金融収益		信用取引収益	25,468 千円	金融費用		信用取引費用	23,054 千円				
金融収益																					
信用取引収益	38,618 千円																				
金融費用																					
信用取引費用	34,511 千円																				
金融収益																					
信用取引収益	25,468 千円																				
金融費用																					
信用取引費用	23,054 千円																				
<p>4 販売費・一般管理費の主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取引所等関係費</td> <td style="text-align: right;">293,631 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">人件費</td> <td style="text-align: right;">2,544,642 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電算機費</td> <td style="text-align: right;">469,413 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産賃借料</td> <td style="text-align: right;">319,678 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">62,437 千円</td> </tr> </table>	取引所等関係費	293,631 千円	人件費	2,544,642 千円	電算機費	469,413 千円	不動産賃借料	319,678 千円	減価償却費	62,437 千円	<p>4 販売費・一般管理費の主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">取引所等関係費</td> <td style="text-align: right;">553,138 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">人件費</td> <td style="text-align: right;">2,249,676 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電算機費</td> <td style="text-align: right;">279,884 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不動産賃借料</td> <td style="text-align: right;">328,862 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">67,305 千円</td> </tr> </table>	取引所等関係費	553,138 千円	人件費	2,249,676 千円	電算機費	279,884 千円	不動産賃借料	328,862 千円	減価償却費	67,305 千円
取引所等関係費	293,631 千円																				
人件費	2,544,642 千円																				
電算機費	469,413 千円																				
不動産賃借料	319,678 千円																				
減価償却費	62,437 千円																				
取引所等関係費	553,138 千円																				
人件費	2,249,676 千円																				
電算機費	279,884 千円																				
不動産賃借料	328,862 千円																				
減価償却費	67,305 千円																				
<p>5 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">997 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">4,271 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">5,269 千円</td> </tr> </table>	建物	997 千円	器具及び備品	4,271 千円	合計	5,269 千円	<p>5 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">55,472 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">23,778 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">79,250 千円</td> </tr> </table>	建物	55,472 千円	器具及び備品	23,778 千円	合計	79,250 千円								
建物	997 千円																				
器具及び備品	4,271 千円																				
合計	5,269 千円																				
建物	55,472 千円																				
器具及び備品	23,778 千円																				
合計	79,250 千円																				

第37期 (自 平成17年 4月 1日) (至 平成18年 3月31日)				第38期 (自 平成18年 4月 1日) (至 平成19年 3月31日)			
6 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。				6 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。			
場所	用途	種類	減損損失	場所	用途	種類	減損損失
本社 (福岡市)	遊休資産	電話加入権	24,705千円	本社 (福岡市)	遊休資産	電話加入権	8,322千円
本社 (福岡市)	遊休資産	リース資産	48,274千円	本社 (福岡市)	遊休資産	リース資産	24,742千円
本社 (福岡市)	遊休資産	設備	469千円	本社 (福岡市)	遊休資産	器具及び備品	5,518千円
システム室 (東京都中央区)	閉鎖予定	設備	479千円	本社 (福岡市)	遊休資産	ソフトウェア	1,356千円
社宅 (長崎市)	遊休資産	土地・建物	786千円	社宅 (長崎市)	処分予定	土地建物	1,515千円
社宅 (箕面市)	遊休資産	土地	37,664千円	社宅 (箕面市)	処分予定	土地建物	10,385千円
社宅 (福岡市)	遊休資産	土地	7,562千円	社宅 (福岡市)	処分予定	土地建物	35,848千円
研修所 (福岡県糸島郡)	遊休資産	土地	8,917千円	研修所 (福岡県糸島郡)	処分予定	土地建物	16,060千円
保養所 (和歌山県白浜町)	遊休資産	土地・建物	1,379千円	社宅 (福岡県前原市)	処分予定	土地建物	57,676千円
保養所 (茅野市)	遊休資産	建物	7,616千円	社宅 (鹿児島市)	処分予定	土地建物	3,196千円
合計			137,855千円	保養所 (和歌山県白浜町)	遊休資産	土地建物	152千円
				保養所 (茅野市)	遊休資産	建物	26千円
				渋谷支店 (東京都渋谷区)	閉鎖予定	設備	9,590千円
				渋谷支店 (東京都渋谷区)	閉鎖予定	器具及び備品	2,455千円
				渋谷支店 (東京都渋谷区)	閉鎖予定	ソフトウェア	1,276千円
				渋谷支店 (東京都渋谷区)	閉鎖予定	電話加入権	542千円
				渋谷支店 (東京都渋谷区)	閉鎖予定	リース資産	7,969千円
				町田支店 (町田市)	閉鎖支店	設備	2,940千円
				北浜支店 (大阪市中央区)	閉鎖支店	設備	1,161千円
				鹿児島支店 (鹿児島市)	閉鎖支店	設備	1,124千円
				合計			191,863千円
<p>当社は事業用資産について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の単位である事業所を独立した単位としてグルーピングを行いました。また、遊休資産についてはそれぞれの個別物件をグルーピングの最小単位として減損損失の兆候を判定しております。</p> <p>この結果、当事業年度においては、上記遊休資産等を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。</p> <p>なお、遊休資産等の回収可能価額は主として固定資産税評価額に基づき評価しております。また、電話加入権及びリース資産については、正味売却価額を零として評価しております。</p>				<p>当社は事業用資産について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の単位である事業所を独立した単位としてグルーピングを行いました。また、遊休資産についてはそれぞれの個別物件をグルーピングの最小単位として減損損失の兆候を判定しております。</p> <p>この結果、当事業年度においては、上記遊休資産等を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。</p> <p>なお、遊休資産等の回収可能価額は主として固定資産税評価額に基づき評価しており、処分予定資産は売却合意価額を使用しております。また、電話加入権・ソフトウェア及びリース資産については、正味売却価額を零として評価しております。</p>			

## 6.監査報告書

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、会社法による会計監査人の監査を受けております。

## 7.財務比率

諸項目	比率(%)
( a ) 純 資 産 額 規 制 比 率 [純資産額/リスク額×100]	1529
( b ) 純 資 産 額 資 本 金 比 率 [純資産額/資本金額×100]	336
( c ) 自 己 資 本 資 本 金 比 率 [自己資本/資本金額×100]	324
( d ) 自 己 資 本 比 率 [自己資本/総資産額×100]	24
( e ) 修 正 自 己 資 本 比 率 [自己資本/総資産額×100]	27
( f ) 負 債 比 率 [負債合計額/純資産額×100]	302
( g ) 流 動 比 率 [流動資産額/流動負債額×100]	126

**STAR ASSET SECURITIES CO.,LTD.**

<http://www.starsec.jp/>

第36期 (自 平成16年 4月 1日) (至 平成17年 3月31日)	第37期 (自 平成17年 4月 1日) 至 平成18年 3月31日)
(4) 引き継ぐ資産・負債の額 スターアセット株式会社は、平成17年3月31日現在までの貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、その後合併期日までの間においてその資産、負債に変動を生じたものについては別に計算書を添付してこれを明確にし、合併期日においてその資産、負債その他一切の権利義務を当社に引継ぎます。	
(5) スターアセット株式会社の主な事業の内容、業績等 ① 主な事業の内容 商品先物取引業 ② 最近事業年度(平成17年3月期)における業績等 営業収益 1,197,019 千円 当期純利益 67,416 千円 純資産額 1,637,728 千円 総資産額 3,002,123 千円 従業員数 94 名	
(6) 合併の時期 平成17年10月1日	

## 5. 利益処分計算書又は損失処理計算書

単位: 千円

	2005年3月期	2006年3月期	増減
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	490,000	△ 2,049,898	△ 2,539,898
任意積立金取崩額			
別途積立金取崩額	550,000	2,050,000	1,500,000
合計	1,040,000	101	△ 1,039,898
利益処分額			
配当金	1,001,186	—	—
利益処分額計	1,001,186	—	—
次期繰越利益	38,814	101	△ 38,712

## 6. 監査報告書

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

## 7. 財務比率

諸項目	比率(%)
( a ) 純 資 産 額 規 制 比 率 [純資産額/リスク額×100]	1386
( b ) 自 己 資 本 資 本 金 比 率 [自己資本/資本金×100]	368
( c ) 自 己 資 本 比 率 [自己資本/総資産額×100]	30
( d ) 修 正 自 己 資 本 比 率 [自己資本/(総資産額-委託者に係る取引所預託金)×100]	38
( e ) 負 債 比 率 [負債合計額/純資産額×100]	214
( f ) 流 動 比 率 [流動資産額/流動負債額×100]	136

**STAR ASSET SECURITIES CO.,LTD.**

<http://www.star-s.net>

受 託 業 務 管 理 規 則  
(対 面 取 引)

スターアセット証券株式会社

# 受 託 業 務 管 理 規 則 目 次

項 目	ページ	項 目	ページ					
第 1条 目的	1							
第 2条 商品先物取引不適格者の参入防止	1・2							
第 3条 商品先物取引の勧誘告知	2							
第 4条 勧誘の際の説明義務	2							
第 5条 お客様口座設定申込書の整備	3							
第 6条 適合性の審査	2							
第 7条 担当者の通知	3							
第 8条 受託業務における禁止行為	4							
第 9条 新規顧客の習熟期間	4							
第10条 新規顧客の習熟期間中の育成措置	4							
第11条 習熟期間の保護措置の免除	4							
第12条 投資可能額	4・5							
第13条 管理担当班の設置	5							
第14条 管理担当班の職務、権限	5							
第15条 顧客管理	5							
第16条 取引本証拠金の額および取引追証拠金等に係る措置	6							
第17条 委託手数料の額等に係る措置	6							
第18条 不正資金の流入防止措置	6							
第19条 苦情等の対応	6							
第20条 違反者に対する罰則	6							
第21条 日本商品先物取引協会への届出	6							
第22条 制定・改廃	7							
制定・改廃	2000年5月	2001年7月	2001年8月	2001年12月	2002年3月	2002年4月	2002年7月	
	2002年12月	2003年4月	2003年5月	2003年6月	2004年4月	2004年7月	2005年1月	2005年5月
	2005年8月	2005年10月	2006年10月	2007年2月				

(目的)

- 第1条 この規則は、当社における商品先物取引に参入する顧客の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営ならびに管理について必要な事項を定める。  
ただし、当社より勧誘を行わない電子取引の顧客にはこれを適用しない。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

- 第2条 当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の勧誘および受託は行わないこととする。
- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者
  - (2) 取引に障害がある重度の身体障害者
  - (3) 生活保護法による保護を受けている本人、およびその世帯に属する者
  - (4) 農業、漁業等の協同組合および公共団体等の公金出納取扱者
  - (5) 破産者で復権を得ない者
- 2 当社は、商品先物取引をするための借入れの勧誘および当該勧誘により借入れられた資金に基づく受託は行わないこととする。
- 3 次の各号の一に該当する者に対しては原則として勧誘および受託は行わないこととする。ただし、自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、各号に掲げる例外要件を満たすことについて確認している旨の申出書(本人自書であり、各号において記載事項の指定がある場合は当該事項の記載を必要とする。)の提出があり、例外要件を満たしていることについて管理担当班責任者が適合性を審査し、統括責任者が受託を承認した場合はこの限りでない。
- (1) 一定の所得を有しない者  
年収が500万円未満であるが、申告した投資可能額の裏付けとなる資産を有していることの証明(投資可能資金額の裏付けとなる本人しか知り得ない具体的な資産を有していることを証する旨の記載がある書面)があること。
  - (2) 30歳未満の者  
30歳未満の者で一定の所得を有している有職者であること。
  - (3) 65歳以上75歳未満の者  
65歳以上75歳未満の者で一定の所得を有している有職者であること。
  - (4) 75歳以上の者  
75歳以上の者で一定の所得を有している有職者であり、かつ、直近3年以内に商品先物取引の経験が述べ90日以上ある者であって、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を理解している旨の記載がある書面の提出があり、当社の定めるアンケートにおいて的確かつ十分に理解していることが確認できること。
  - (5) 恩給、年金、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)により生計をたてている者  
年金等の収入が年収全体の過半を占めているが、申告した投資可能額の裏付けとなる資産を有していることの証明(投資可能額の裏付けとなる本人しか知り得ない具体的な資産を有していることを証する旨の記載がある書面)の提出があること。
- 4 当社は、投資可能額を超える取引証拠金等を必要とする取引については、原則として勧誘および受託は行わないこととする。ただし、習熟期間の満了または免除を受けた顧客であり、自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、各号に掲げる例外要件を満たすことについて確認している旨の申出書(本人自書)の提出があり、新たに申告した投資可能額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること、新たな投資可能額の裏付けとなる証明(投資可能額の裏付けとなる本人しか知り得ない具体的な資産を有していることを証する旨の記載がある

自書による書面)の提出があり、例外要件を満たしていることについて管理担当班責任者が適合性を審査し、統括責任者が受託を承認した場合はこの限りでない。

- 5 勧誘において、顧客が第1項の(1)から(5)に該当すると判明した場合は、勧誘を中止することとし、第3項(1)から(5)に該当すると判明した場合は、同項に定める審査を行うこととする。
- 6 取引において、顧客が第1項の(1)から(5)に該当するとの疑義が生じたときは、管理担当班責任者は速やかに適合性に対する再調査を行い、該当の事実が明らかになった場合には、新たな取引の中止および取引の速やかな結了を顧客に求めることとする。
- 7 取引において、顧客が第3項の(1)および(3)から(5)に該当したときは、管理担当班責任者および統括責任者は同項に定める審査等を行い、例外要件に該当しないことが判明した場合には、新たな取引の中止および速やかな取引の結了を顧客に求めることとする。
- 8 第1項各号に該当しない者であっても、管理担当班責任者が商品先物取引を行うのにふさわしくないと認定した者に対しては、勧誘および受託は行わないこととする。

#### (商品先物取引の勧誘告知)

- 第3条 登録外務員は、商品先物取引の委託の勧誘に先立って、顧客に対して当社の商号、登録外務員の氏名および商品先物取引の勧誘であることを告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認することとする。また、勧誘時の告知および顧客の意思確認を行ったことを勧誘の記録に記入し、取引終了後3年間保管することとする。
- 2 顧客から事前の具体的な指示または承諾のない限り、勧誘は原則として午前9時から午後8時までとし、顧客が迷惑と表明した時間、場所、方法ならびに顧客の意思に反した長時間の勧誘、および顧客に対し威迫し、困惑等させるような勧誘は行わないこととする。
  - 3 委託を行わない旨の意思(勧誘を希望しないことを含む)を表示した顧客に対し、再度の勧誘を行わないこととする。また、勧誘拒否者に係る情報を業務部で管理し、再勧誘することのないよう社内通知にて周知することとする。

#### (勧誘の際の説明義務)

- 第4条 商品先物取引の勧誘に際して、顧客に事前交付書面である「商品先物取引—委託のガイド」、 「受託契約準則」、「取引本証拠金額一覧」等の関係書面を交付し、次に定める事項について説明し、書面により顧客が理解していることを確認するものとする。
- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10から30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動が小さくとも取引全体では大きな額の損益が生じるハイリスク・ハイリターン取引であること。
  - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期的に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の金額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- 2 前項に定める顧客の理解を確認した後、商品取引所法施行規則第104条第1項各号に定める事項について説明し、前項と同様に書面にて顧客の理解の確認を行うこととする。説明に際しては、当社の定める委託手数料額、証拠金制度、損益の計算方法、上場商品に関する知識および情報収集の方法等の基本的知識、取引の投機的本質について留意し、顧客の判断と責任において取引を行うことについて十分な自覚を促したうえで参加を求めることとする。

(お客様口座設定申込書の整備)

第5条 当社は、前条に定める説明により顧客の理解を確認した後、次の事項を記載した顧客の自書によるお客様口座設定申込書（以下「申込書」という。）の提出を受けることとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所および連絡先
  - (2) 職業、会社名、役職名、所属
  - (3) 資産および収入の状況
  - (4) 商品先物取引および証券取引等の経験の有無
  - (5) 本人確認法に基づく本人確認
  - (6) 取引適格者アンケート
  - (7) 商品先物取引アンケート
  - (8) 投資可能額
  - (9) その他当社が必要と認める事項
- 2 当社は、第1項により提出された申込書を顧客カードとし、本店および従たる営業所ごとに備え付けるものとする。
- 3 当社は、申込書の中で当社が必要と認める事項について変更があった場合には遅滞なく申出を行うよう、残高照合通知書等において顧客に喚起し、当該項目について変更の申出があったときは速やかに更新するものとする。

(適合性の審査)

第6条 管理担当班責任者または統括副責任者は、適合性の審査に際して、顧客の取引参加の意思を申込書の提出をもって確認するものとし、次の事項等について電話または面談により顧客に確認するなどして適合性の審査を行い、審査内容を審査票に記録することとする。

- (1) 資産、収入の状況と投資可能額
  - (2) 登録外務員より説明を受けたハイリスク・ハイリターン取引であること、預託した取引証拠金等の金額を上回る損失が発生するおそれがあること等の理解状況
  - (3) 商品先物取引の仕組み（証拠金制度、売買単位、値幅制限等）の理解状況
  - (4) 商品先物取引および証券取引等の取引経験の有無
- 2 前項の審査により顧客に適合性があると判断したとき、管理担当班責任者は申込書、審査票等の関係資料を統括副責任者または統括責任者に提出して受託の適否の判断を求めるとし、統括副責任者が審査を行った場合には適合性および受託の適否の判断を自らが行うことを妨げないものとする。
- ただし顧客が第2条第3項に該当する場合の受託の適否の判断は、統括責任者がこれを行うこととする。
- 3 統括副責任者または統括責任者は、関係資料の記載内容および管理担当班責任者の審査結果を踏まえ、受託の適否の判断を行い、審査票に適否の判断根拠を記載する。当該審査票は取引終了後3年間保管する。
- 4 前項の審査を終えた後でなければ、約諾書の差入れ、取引証拠金等の預託、取引の指示を受けてはならない。

(担当者の通知)

第7条 顧客の取引を管理する担当者の通知は、顧客から初めての取引証拠金等が預託された翌営業日に、担当者名・連絡先を記載した書面を簡易書留郵便（転送不要郵便）にて顧客に通知し、併せて再度の本人確認を行うこととする。

(受託業務における禁止行為)

第8条 商品先物取引の委託の勧誘および受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン、受託契約準則および日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(新規顧客の習熟期間)

第9条 当社は、商品先物市場に参入する新規顧客の主体性を尊重し、健全な顧客の育成を図るため、当社で新しく取引を開始した顧客（以下「新規顧客」という。）に対して取引開始後3ヶ月間の習熟期間を設ける。

(新規顧客の習熟期間中の育成措置)

第10条 習熟期間中の新規顧客に対して次に掲げる育成措置を講ずることとする。

- (1) 第4条に定める説明を行うことにより商品先物取引について十分な理解と認識を求めること。
- (2) 受託にあたっては、特に商品先物取引の危険性および証拠金制度の理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該新規顧客の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引が行われることのないよう管理し、そのために必要な保護措置を講ずること。
  - a 建玉可能金額は、新規顧客が申込書に記載した投資可能額の3分の1の範囲とするものとする。
  - b 取引中に取引追証拠金・取引臨時増証拠金・取引定時増証拠金等が発生した場合においては、それらの証拠金は建玉可能金額に含めないものとし、原則として投資可能額を上限として充当できるものとする。

(習熟期間の保護措置の免除)

- 第11条 当社において新規顧客であるといえども、他社にて商品先物取引の経験があることにより知識、理解力を有する場合にあつては、習熟期間の保護措置を免除することができる。
- 2 新規顧客が前条第2号aに定める建玉可能金額を超える取引を希望し、商品先物取引に習熟していると認められる例外要件を具備している場合であつて、次に定める条件を満たしていると管理担当班責任者が審査し、統括責任者が承認した場合には保護措置を解除することができる。
- (1) 商品先物取引に習熟していることの裏付けとして、新規顧客が商品先物取引の経験を直近3年以内に延べ90日以上有していることが確認できること。
  - (2) 上記(1)に該当しない新規顧客にあつては、新規顧客を保護するために建玉可能金額が設けられていること、上記の例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たしていることについて確認している旨の自書による書面での申告があり、当該顧客が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認していると認められること。

(投資可能額)

第12条 投資可能額とは、顧客が損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額であり、商品先物取引によって損失（評価損を含む。）および手数料ならびに手数料に係る消費税が発生している場合には、当初申告のあった投資可能額から控除した額を投資可能額とする。

- 2 第5条による申込書の提出を受けるときは、前項に定める投資可能額の意味を顧客が理解できるように説明し、顧客がその趣旨を十分理解した上で自らの意思で当該金額の申告を受けることとする。
- 3 第2条第3項の(3)および(4)に定める高齢者が第5条により投資可能額を設定する際には、申込書に記載された職業、資産および収入の状況等を踏まえ、生活に支障のない投資可能額を設定するよう留意することとする。

#### (管理担当班の設置)

第13条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、管理担当班を設置する。

- (1) 管理担当班の職務の統括調整および取締役会での管理業務に関する定期的な報告を行う統括責任者は、コンプライアンス規程第3条第2項に規定する内部管理統括委員会の委員長（内部管理統括責任者）とする。
- (2) 統括副責任者は、業務部長および業務部取引相談担当室長とし、統括責任者の不在時等にその職務の補佐を行う。
- (3) 管理担当班責任者は、業務部審査担当者および業務部取引相談担当課長とする。
- (4) 管理担当班員は営業管理担当者（管理課長）とする。

#### (管理担当班の職務、権限)

第14条 管理担当班責任者および管理担当班員の職務、権限は次のとおりとする。

- (1) 管理担当班責任者の職務、権限
  - a 申込書の精査による顧客の選別および統括責任者等への報告
  - b 顧客の投資可能額、資産、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
  - c 途転、両建、意味のない直し等の発生防止のための日々の指導・監視、および取引内容に異常な兆候が認められた場合の適切な措置
  - d 顧客からの苦情・紛争に対する迅速かつ適切な対応および営業部門に対する調査
  - e 登録外務員に対する関係法令諸規則等の遵守にかかる指導および遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
  - f 管理担当班員よりの報告に基づいた改善と対応
- (2) 管理担当班員の職務、権限
  - a 管理担当班責任者の職務の補佐
  - b お客様口座設定申込書（写）の整備
  - c 登録外務員等の顧客に対する連絡サービス状況の掌握および営業部門に対する指導
  - d 商品先物取引に必要な知識の啓蒙並びに顧客の理解度を向上させるために必要な措置
  - e その他習熟期間中の顧客の育成に必要と認められる措置
  - f 第5条第3項の変更通知があった場合の顧客の属性情報の随時更新

#### (顧客管理)

第15条 当社では、顧客からの健全な受託を遂行するため、面談または電話により顧客の理解や取引資金の状況を的確に把握することとする。

- (1) 取引開始後速やかに契約担当者の上級役職者が面談する。
- (2) 顧客の取引証拠金（実入証額）が1,000万円以上になったときには、管理担当班責任者が電話または面談する。

- (3) 顧客の取引証拠金（実入証額）が5,000万円以上になったときには、統括副責任者が面談する。
- (4) 顧客の取引証拠金（実入証額）が1億円以上になったときには、統括責任者が面談する。
- (5) (1)から(3)において実施された面談については、面談者が「面談記録」を作成し、統括責任者に面談結果を報告する。面談記録は10年間保存するものとする。

（取引本証拠金の額および取引追証拠金等に係る措置）

第16条 当社の本証拠金は次のとおりとする。

- (1) 当社が取り扱うすべての上場商品については、取引所が定める本証拠金基準額と同額とする。
- (2) 本証拠金の額等の変更については顧客に対して、適用する日の2営業日前までに書面等にて通知することとし、社内においても統括責任者を責任者として周知徹底を図ることとする。また、その記録を3年間保管する。
- (3) 本証拠金の額等に関して本規則を改正または新たに規則を制定したときは、その写しを関係するすべての取引所に提出することとする。
- (4) 当社の定める取引追証拠金額は、相場の変動等により取引が損計算となった場合において、損計算額が、当該取引に係る取引本証拠金基準額の合計額の10分の5を超えることとなったときは当該10分の5を乗じて得た額、損計算額が当該10分の5を乗じて得た額の整数倍を超えるときはその額に当該整数倍数を乗じて得た額とする。

（委託手数料の額等に係る措置）

第17条 当社の委託手数料の額およびその徴収時期は次のとおりとする。

- (1) 当社が取り扱うすべての上場商品に対して、当社の定める料率のとおり徴収するものとする。
- (2) 委託手数料額の額等の変更については顧客に対して、適用する日の2営業日前までに書面等にて通知することとし、社内においても統括責任者を責任者として周知徹底を図ることとする。また、その記録を3年間保管する。
- (3) 当社は取引の決済時に委託手数料および当該委託手数料に係る消費税相当額を顧客より徴収するものとする。
- (4) 受渡しに係る委託手数料については前3項に準ずることとする。
- (5) 取引所の会員、当該者もしくは商品投資顧問業者等であって統括責任者の承認を受けた顧客については、別途個別の契約をもって前4項と異なる委託手数料の額およびその徴収時期を定めることができる。

（不正資金の流入防止措置）

第18条 当社は、顧客から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該顧客に対し、速やかに建玉を決済するよう要請するとともに、その後の取引の受託を行わないものとする。

（苦情等の対応）

第19条 顧客より苦情等があった場合は、業務部担当者が迅速かつ誠意をもって対応し、その解決にあたるものとする。また、担当者は苦情等の内容について統括責任者に報告し、必要とする指示を仰ぐこととする。

(違反者に対する罰則)

第20条 第8条に掲げる受託業務における禁止行為に抵触した者に対し、就業規則第92条から第98条の規定および罰則規定により罰則を科す。

2 罰則についてはコンプライアンス委員会において審議し、取締役会で決定するものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第21条 本規則は日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(制定・改廃)

第22条 本規則の制定および改廃は取締役会の決議によるものとする。

(附則) この規程は、平成12年5月1日より施行する。

2 平成13年 7月 1日より受託業務管理規則として改訂施行する。

3 平成13年 8月 1日改訂

4 平成13年12月 1日改訂

5 平成14年 3月 1日改訂

6 平成14年 4月 1日改訂

7 平成14年 7月 1日改訂

8 平成14年12月 1日改訂

9 平成15年 4月 1日改訂

10 平成15年 5月 1日改訂

11 平成15年 6月 6日改訂

12 平成16年 4月 1日改訂

13 平成16年 7月 1日改訂

14 平成17年 1月 1日改訂

15 平成17年 5月 1日改訂

16 平成17年 8月 1日改訂

17 平成17年10月 1日改訂

18 平成18年10月 1日改訂

19 平成19年 2月 1日改訂

受 託 業 務 管 理 規 則  
(電 子 取 引)

スターアセット証券株式会社

# 受託業務管理規則目次

## (電子取引)

項	目	ページ	項	目	ページ
第 1条	目的	1			
第 2条	商品先物取引不適格者 の参入防止	1・2			
第 3条	事前交付書面等 について	2			
第 4条	取扱要領等の交付	2			
第 5条	お客様口座設定申込書 の整備	2			
第 6条	適合性の審査	3			
第 7条	受託業務における 禁止行為	3			
第 8条	新規顧客の習熟期間 および建玉の制限	3			
第 9条	投資可能額	3			
第10条	管理担当班の設置	3			
第11条	管理担当班の 職務、権限	4			
第12条	取引本証拠金の額 および取引追証拠金等 に係る措置	4			
第13条	委託手数料の額等に 係る措置	4			
第14条	記録の保存	4			
第15条	不正資金の流入 防止措置	4			
第16条	苦情等の対応	5			
第17条	違反者に対する罰則	5			
第18条	日本商品先物取引協会 への届出	5			
第19条	制定・改廃	5			
制定・改廃	2007年2月				

## (目的)

- 第1条 この規則は、当社のホームトレードシステム「I・トレード」を利用した商品先物取引（以下「電子取引」という。）に参入する顧客の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営ならびに管理について必要な事項を定める。
- 2 この規則において電子取引とは、当社のコンピュータと顧客のコンピュータ、携帯電話または携帯情報端末等の電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、顧客による取引の委託、当社における注文の受理、集計または執行、注文受理の表示または通知、注文執行結果の表示または通知、建玉および値洗い状況の表示または通知が電子的に認識・処理される取引をいう。
  - 3 電子取引の受託業務については、この受託業務管理規則に定めるほか、「ホームトレードシステム「I・トレード」利用に関する取扱要領」「ホームトレードシステム「I・トレード」利用ガイド」の定めるところによる。
  - 4 電子取引の受託業務における広告または営業資料の作成等に関する取扱いについては、「広告等および景品類の提供に関する規程」に定めるところによる。
  - 5 電子取引顧客といえども当社が勧誘を行った場合は、受託業務管理規則(対面取引)に沿った勧誘ならびに顧客管理を行うこととする。

## (商品先物取引不適格者の参入防止)

- 第2条 当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の受託は行わないこととする。
- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者
  - (2) 取引に障害がある重度の身体障害者
  - (3) 生活保護法による保護を受けている本人、およびその世帯に属する者
  - (4) 農業、漁業等の協同組合および公共団体等の公金出納取扱者
  - (5) 破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号の一に該当する者に対しては原則として受託は行わないこととする。ただし、自らが適合性原則に照らして原則として不適当と認められる対象者であることを理解しているとともに、各号に掲げる例外要件を満たすことについて確認している旨の申出書(本人自書であり、各号において記載事項の指定がある場合は当該事項の記載を必要とする。)の提出があり、例外要件を満たしていることについて管理担当班責任者が適合性を審査し、統括副責任者または統括責任者が受託を承認した場合はこの限りでない。
- (1) 一定の所得を有しない者  
年収が500万円未満であるが、申告した投資可能額の裏付けとなる資産を有していることの証明(投資可能資金額の裏付けとなる本人しか知り得ない具体的な資産を有していることを証する旨の記載がある書面)があること。
  - (2) 30歳未満の者  
30歳未満の者で一定の所得を有している有職者であること。
  - (3) 65歳以上75歳未満の者  
65歳以上75歳未満の者で一定の所得を有している有職者であること。
  - (4) 75歳以上の者  
75歳以上の者で一定の所得を有している有職者であり、かつ、直近3年以内に商品先物取引の経験が述べ90日以上ある者であって、商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を理解している旨の記載がある書面の提出があり、当社の定めるアンケートにおいて的確かつ十分に理解していることが確認できること。
  - (5) 恩給、年金、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)により生計をたてている者  
年金等の収入が年収全体の過半を占めているが、申告した投資可能額の裏付けとなる資産を有していることの証明(投資可能額の裏付けとなる本人しか知り得ない具体的な資産を有していることを証する旨の記載がある書面)の提出があること。

- 3 当社は、投資可能額を超える取引証拠金等を必要とする取引については、原則として受託は行わないこととする。ただし、自らが新たに申告した投資可能額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること、新たな投資可能額の裏付けとなる証明（投資可能額の裏付けとなる本人しか知り得ない具体的な資産を有していることを証する旨の記載がある自書による書面）を提出し、例外要件を満たしていることについて管理担当班責任者が適合性を審査し、統括副責任者または統括責任者が受託を承認した場合はこの限りでない。
- 4 顧客が第1項の(1)から(5)に該当すると判明した場合は、受託を中止することとし、第2項(1)から(5)に該当すると判明した場合は、同項に定める審査を行うこととする。
- 5 取引において、顧客が第1項の(1)から(5)に該当するとの疑義が生じたときは、管理担当班責任者は速やかに適合性に対する再調査を行い、該当の事実が明らかになった場合には、新たな取引の中止および取引の速やかな結了を顧客に求めることとする。
- 6 取引において、顧客が第2項の(1)および(3)から(5)に該当したときは、管理担当班責任者および統括副責任者は同項に定める審査等を行い、例外要件に該当しないことが判明した場合には、新たな取引の中止および速やかな取引の結了を顧客に求めることとする。
- 7 第1項各号に該当しない者であっても、管理担当班責任者が商品先物取引を行うのにふさわしくないと認定した者に対して受託は行わないこととする。

(事前交付書面等について)

第3条 電子取引の委託に対して、顧客に事前交付書面である「商品先物取引—委託のガイド」、  
「受託契約準則」、「取引証拠金額一覧」および「委託手数料一覧表」等の関係書類を  
電磁的方法もしくは書面にて交付するものとする。

(取扱要領等の交付)

第4条 当社は、前条の関係書類に加え「ホームトレードシステム「I・トレード」利用に関する取扱要領」、  
「ホームトレードシステム「I・トレード」利用ガイド」、「「I・トレード」手数料体系一覧」を  
電磁的方法もしくは書面にて交付するものとする。

(お客様口座設定申込書の整備)

第5条 当社は、第3条および前条の書類交付後、電磁的方法もしくは書面で、次の事項を記載したお客様  
口座設定申込書（以下「申込書」という。）の提出を受けることとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所および連絡先
  - (2) 職業、会社名、役職名、所属
  - (3) 資産および収入の状況
  - (4) 商品先物取引および証券取引等の経験の有無
  - (5) 本人確認法に基づく本人確認
  - (6) 取引適格者アンケート
  - (7) 商品先物取引アンケート
  - (8) 投資可能額
  - (9) その他当社が必要と認める事項
- 2 当社は、第1項により提出された申込書を顧客カードとし、電磁的方法もしくは書面で、本店  
および従たる営業所ごとに備え付けるものとする。
  - 3 当社は、申込書の中で当社が必要と認める事項について変更があった場合には遅滞なく申出を行う  
よう、電磁的方法もしくは書面等において顧客に喚起し、当該項目について変更の申出が  
あったときは速やかに更新するものとする。

#### (適合性の審査)

第6条 管理担当班責任者または統括副責任者は、適合性の審査に際して、顧客の取引参加の意思を申込書の提出をもって確認するものとする。また次の事項について確認等が必要と判断した場合は、電話または面談により顧客に直接確認するなどして、適合性の審査を行うこととする。

(1) 資産、収入の状況と投資可能額

(2) ハイリスク・ハイリターン取引であること、取引証拠金等の金額を上回る損失が発生するおそれがあること等の理解状況

(3) 商品先物取引の仕組み（証拠金制度、売買単位、値幅制限等）の理解状況

(4) 商品先物取引および証券取引等の取引経験の有無等

2 前項の審査により顧客に適合性があると判断したとき、管理担当班責任者または統括副責任者は受託の適否の判断を自らを行うことを妨げないものとし、適否を記載した申込書は取引終了後3年間保管する。

ただし顧客が第2条第2項に該当する場合の受託の適否の判断は、統括副責任者もしくは統括責任者がこれを行うこととする。

3 前項の審査を終えた後でなければ、取引証拠金等の預託を受けてはならない。

#### (受託業務における禁止行為)

第7条 商品先物取引の委託の勧誘および受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン、受託契約準則および日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

#### (新規顧客の習熟期間および建玉の制限)

第8条 当社は、電子取引を行う顧客に対しては、受託業務管理規則（対面取引）第9条の習熟期間は設けないこととする。また、建玉可能枚数は取引所の定める建玉制限内にて顧客自身の判断で行なうこととするが、管理担当班責任者または統括副責任者が顧客の取引内容について不相当であると判断した時は、顧客に取引の抑制を促すこととする。

#### (投資可能額)

第9条 投資可能額とは、顧客が損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額であり、商品先物取引によって損失（評価損を含む。）および手数料ならびに手数料に係る消費税が発生している場合には、当初申告のあった投資可能額から控除した額を投資可能額とする。

2 第2条第2項の(3)および(4)に定める高齢者が第5条により投資可能額を設定する際には、申込書に記載された職業、資産および収入の状況等を踏まえ、生活に支障のない投資可能額が設定されているかについて、特に留意することとする。

#### (管理担当班の設置)

第10条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、管理担当班を設置する。

(1) 管理担当班の職務の統括調整および取締役会での管理業務に関する定期的な報告を行う統括責任者は、コンプライアンス規程第3条第2項に規定する内部管理統括委員会の委員長（内部管理統括責任者）とする。

(2) 統括副責任者は、業務部長および業務部取引相談担当室長とし、統括責任者の不在時等にその職務の補佐を行う。

(3) 管理担当班責任者は、業務部審査担当者および業務部取引相談担当課長とする。

(4) 管理担当班員は営業管理担当者（管理課長）とする。

(管理担当班の職務、権限)

第11条 管理担当班責任者および管理担当班員の職務、権限は次のとおりとする。

- (1) 管理担当班責任者の職務、権限
  - a 申込書の精査による顧客の選別および受託の適否の決定
  - b 顧客の投資可能額、資産、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
  - c 取引内容に異常な兆候が認められた場合の適切な措置
  - d 顧客からの苦情・紛争に対する迅速かつ適切な対応および調査
  - e 登録外務員に対する関係法令諸規則等の遵守にかかる指導および遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
  - f 管理担当班員よりの報告に基づいた改善と対応
- (2) 管理担当班員の職務、権限
  - a 管理担当班責任者の職務の補佐
  - b お客様口座設定申込書（写）の整備
  - c 第5条第3項の変更通知があった場合の顧客の属性情報の随時更新

(取引本証拠金の額および取引追証拠金等に係る措置)

第12条 当社の本証拠金は次のとおりとする。

- (1) 当社が取り扱うすべての上場商品については、取引所が定める本証拠金基準額と同額とする。
- (2) 本証拠金の額等の変更については顧客に対して、適用する日の2営業日前までに書面または電磁的方法等により通知することとし、社内においても統括責任者を責任者として周知徹底を図ることとする。また、その記録を電磁的方法により5年間保管する。
- (3) 本証拠金の額等に関して本規則を改正または新たに規則を制定したときは、その写しを関係するすべての取引所に提出することとする。
- (4) 当社の定める取引追証拠金額は、相場の変動等により取引が損計算となった場合において、損計算額が、当該取引に係る取引本証拠金基準額の合計額の10分の5を超えることとなったときは当該10分の5を乗じて得た額、損計算額が当該10分の5を乗じて得た額の整数倍を超えるときはその額に当該整数倍数を乗じて得た額とする。

(委託手数料の額等に係る措置)

第13条 当社の委託手数料の額およびその徴収時期は次のとおりとする。

- (1) 当社が取り扱うすべての上場商品に対して、当社の定める「I・トレード手数料体系一覧」の料率のとおり徴収するものとする。
- (2) 委託手数料額の額等の変更については顧客に対して、適用する日の2営業日前までに書面または電磁的方法等により通知することとし、社内においても統括責任者を責任者として周知徹底を図ることとする。また、その記録を電磁的方法により5年間保管する。
- (3) 当社は取引の決済時に委託手数料および当該委託手数料に係る消費税相当額を顧客より徴収するものとする。
- (4) 受渡しに係る委託手数料については前3項に準ずることとする。

(記録の保存)

第14条 当社は、電子取引に係る取引の注文およびその処理結果等、顧客とのホームページまたは電子メールによる交信内容について、電磁的方法により5年間これを保存するものとする。

(不正資金の流入防止措置)

第15条 当社は、顧客から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該顧客に対し、速やかに建玉を決済するよう要請するとともに、その後の取引の受託を行わないものとする。

(苦情等の対応)

第16条 顧客より苦情等があった場合は、業務部担当者が迅速かつ誠意をもって対応し、その解決にあたるものとする。また、担当者は苦情等の内容について統括責任者に報告し、必要とする指示を仰ぐこととする。

(違反者に対する罰則)

第17条 第7条に掲げる受託業務における禁止行為に抵触した者に対し、就業規則第92条から第98条の規定および罰則規定により罰則を科す。

2 罰則についてはコンプライアンス委員会において審議し、取締役会で決定するものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第18条 本規則は日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(制定・改廃)

第19条 本規則の制定および改廃は取締役会の決議によるものとする。

(附則) この規程は、平成19年2月1日より施行する。